

法律専攻者だけを對象とした文官試験によつて資格づけられて、舊時代の任用令によつて任用せられた法制官の參事官に、果して技術官重用の眞の意義が、理解できるかどうかを私は懸念しないではゐられない。

それは法制局の役人を講議する意味ではなくて、從來の任用令の建前が、法律学専攻者だけを官吏としての有資格者に限定してゐるからである。現行任用令が據つて以て建つ、この時代錯誤の基礎觀念を根本的に打破するのではない限り、眞の文官制度の改革はあり得ない。

昔國政事務が簡單だつた時代には、監督行政、警察行政などが、その全部であつたから、官吏はこれは何法の第何條に抵觸する、などと言ふやうなことを調べてゐさへすれば用が足りたのである。その時代ならば法律学の専攻者だけで充分だつた。現行の文官任用令は左様な原始時代の遺物に外ならない。

その後國政事務が複雑化するに従つて、所謂エキスパートのために詮衡任用の制度を設けたのであるが、詮衡任用のエキスパートは飽くまでも補助官であつて、行政の正統は依然として資格任用の官吏にある。そこに根本的の誤謬があるのであつて、文官制度改革

の重點をそこに置かない限り、百千の改正も畢竟意味をなさない。

技術官優遇は國家のために技術官を重用すると云ふ趣旨であることが絶対に必要である。技術官優遇などと言ふ言葉を、技術官は却つて迷惑とするのであつて、官等がどうだとか、俸給がどうだとか、また技術官が局長になつたとか、ならないとか、そんな末梢的問題に拘泥してゐるのでは斷じてないのである。

事務官と技術官、それは恰も陸軍と海軍とが協同して國防の重責を果してゐるのと同様に、全く對等の資格に於て遇せられなければならない。それが國政事務の能率を擧げ、國力を進展せしめるための必須條件であることを私は確信するのである。

昨年 11 月の技術者大會に於て有馬農林大臣は、國家のために技術家重用の主張はどこまでも貫徹しなければならないことを力説せられたが近頃は新聞や雑誌にも技術官の主張を當然なりとする各方面の意見が盛んに發表せられるのは欣快に堪へない。

願はくば正しい輿論の支持によつて 1 日も速く私達の主張の實現せられることを、國家のために祈つて已まない。

エキスパートを重用せよ

(機會均等と技術者)

(本文は著者が 昭. 13. 2. 15 技術者大會席上に講演せるものである)

山下清吉*

先達つて防空施設調査の目的をもちまして中支方面へ出かけましたときにあちらの某部隊を訪問しましたがその折、其處の幹部の方が私達を啓蒙するやうに強調されましたことは次のことで御座いました。「今回のあなた方の調査も單に防空方面にとどめないで實戦の時餘計な苦痛をなめさず、多數の軍隊を必要に応じ長期間占據都市に滞留せしめる方法を考究して頂き度い、早い話が當市には發電所もあれば水道施設もある。色々の工場もある、又物なら何でもあるが只専門

の技術者が居ないために折角の設備も活かして使ふことが出来ない。何も輸送力の不足勝な戰場へ大量の物を態々送つて來なくとも現地にあるものを加工利用するために必要な技術者、専門家をドシドシ送つて貰つて自力で以て現地で間に合はせることを研究せねばならないが、こんなわかり切つたことでも小人島の方では、やれ手続がどうの、形式がどうのとそんなことにはばかり力を入れてるから困る」と力をこめて我々を諭す様に申されましたが、一同この人にしてこの言あり

* 鉄道技師 工学士 鉄道省調査部勤務

と意を強うしました。折しも日本の方では保健社會省が出来るとか出来ぬとかで、その名前がどうの定員の割振りがどうのと現地の人々には聞かしくもないことが私達の頭の中を往來してゐまして、その方々に申譯がないと云つた感じが致したので御座います。やうやくつい先頃水道技術隊が中支へ出發したことを知りましたが遅れたりとは雖も結構なことです。

また、支那は昔から文字の國、修辭の國と申しますが中支方面では到る處大きな文字で忠孝仁義だの殺身成仁だの舍生取義だのその他色々の抗敵思想を煽る様な文句をデカデカと書いてあります。まるで日本に於ける仁丹やつちや足袋の廣告のように目につきました。はじめの中はよくも一生懸命になつて民衆の指導に力を入れてゐることよと感心して見ましたが日が経つにつれまして今度は逆に、こんなにまで大きな文字でもつて壁といふ壁、柱といふ柱、山腹から岩の面にデカデカと書きまくらなければ効果がない程免疫性になつてをるのか随分タガが弛んでゐるものだといふやうに考へだしました。

さて、任務を了へて日本へ歸り東京驛へ降りまして、驛前のビルディングには残らず大きな文字でもつて何々總動員とか何々持久とかデカデカと書いてあるのを見ましたときは又南京へ戻つて來たような感に打たれたのであります。こんなこともある程度のきゝめはありませうが、所謂、精神總動員の趣旨を國民に徹底させ、その實を擧げるためには一般國民にもピンと來るようなもつと具体的な切實な題目と方法とがある筈であります。あんまり抽象的な題目を使ふことはお座なりになり勝であつて決して大衆の心を一點に集中せしむる所以ではありません。申すまでもなく戦時に於て運用すべきあらゆる準備計畫並に方策につきましてはこれと共に國民の協力を極度に發揮せしめることが絶對的に必要でありましてかの國家總動員にしましても其の機構を運用する行政的機能と該機構のもとに活動すべき各人の道義心、理解力、熱心度といふものが、完全に協調してはじめて非常時の克服乃至戦争の遂行を完璧ならしめることが出来るかと考へますが、何事も法制化すればそれで澤山である。形が整つたらよいといふが如き行きかたで、それのみに多大の日子を費してゐるようでは凡てが失敗に終るでありませう。

翻つて今日、官廳事務の弊害の方面を見ますと随分とこの形式偏重の先入主から出發してゐる部分があり

ます。意識してか無意識の中に手續だの前例だの形態だのに重點を置きすぎて居ります。重點をおくのはよいとしても、そんな事にばかり欠陥に暇をかけ勿体をつけてをりますから所謂隔靴搔痒の嘆ありで、クリエイトする力を欠き肝心の本來の目的とか計畫綱領とかを従にし輕視し、はては時機を失してしまふといつた寒心すべき習慣が現存してをります。非常時だ準戦時だといふ今日この有様で御座います。これらは明かに本末転倒主客顛倒でありまして、こんなことのために随時隨所に十菊六菖を演じ、延いては噬臍の悔を怕してをるのでありまして多くの活きた實例は毎日の新聞紙上を賑はしてゐる通りであります。早い話が病院にたとへてみますに病人を早く治すといふことはまあ後廻しとして藥代の支拂手續がどうのかうのとそれのみに専念するやうなものでありまして、それならまだしもどうかすると今、重病をかゝへて病院の玄關へ來るといふときにあたつて東の玄關から來てはいかん、南の玄關から來直せといつて論争を始めるやうなものでそのために病人の方は一層危篤の状態になるとか、10日で治るものが1ヶ月もかゝるようになってしまふとかいつた様なことが行はれてゐるのであります。然らば一体何故これに類することが官廳方面で日々繰り返されつゝあるのであるか。ある人はそりや從來の法律膠着思想のせいであると簡單に片付けてしまひます、またある人はそれは現状維持者流のやることだよと申します。しかしながら私は此の點を今少し深くつきとめておく必要があると考へるのであります。行政といつたやうな狭い見地からでなく、日本國民全体がその個々の立場を離れて眞剣に考へなくちやなりません。それには二つの方面から考へてみねばなりません。時間がありませんからその中の一つの方面から進んでみたいと思ひます。

昔からよく、力なきは飾るとか實なきは飾るとか言ひますが、眞實のないもの實行力のないものに限つて單にうはべをつくらつたり、尻尾をつかまへられないやうにとそいふ方面のみへ力をいれるものであります。その心理、つまり自己の存在を示さう、自分の無力をかくさう、能力がないものがあるように見せよとする努力、あがき、もがきが色々の形となつて現はれて來ます。情報閉塞とか以夷制夷とかその他色々の破廉恥的行爲、卑怯な振舞すらも伴ふのであります。そこへもつてきて今日の官廳に於ける事務管理の方法乃至は業務處理の仕組が十年一日、否、三十年一日の

如しといった調子で、明治時代、模倣時代そのままであつて時代の変遷、環境の複雑化から遠く置き去りにされてしまつてゐます。自然それが人事の上にも影響を及ぼして來まして、はては當時者の好むと好まざるとに拘らず前申したような藻掻きをせにやならんといつた一面氣の毒なことになつて來るのであります。これはまさに、前回の講演會で金杉さんが言はれた所謂得意の不安といふ奴の片鱗でありまして、その結果はまるで手続のための仕事、体裁のための業務遂行といった様な妙な現象を呈してゐるのであります。これは官廳なり、國家なりから見れば實に無駄な消耗であり大なる損失でありまして國民に對しても相濟まぬことであります。斯ういふ事情に置かれてゐますから、これが對策を講ずることは刻下の急務でありましてそれには大体次の様なことが考へられるのであります。即ち一口に申せば所謂適材適所を實行するにによつて直ちに前申したような氣の毒な努力を必要としない様にしてやることであります。しからざれば事務管理の方法を革めてやることです。更に考へられるもう一つの方法は人のつけかへをせずに當人、當事者の質、力を正當に向上せしめてやる方法でありましてメタラージュで言へば化学的成分をかへたり、鍛錬したりする方法に當る遣り方があり得るわけでありまして。相手が人間ならば再教育といふいふことになりませう、半年や一年足らずの短期間でもつて転々とその椅子をかへないで、みつちりと所管業務に精通せしめることでもあります。恐らく皆様は第二 第三の遣り方は内科的であつて所要時間と功力如何といふ點からして第一の方法即ち適材適所を實施することが外科的であり病根を艾除する最善最捷徑の方法であると申されるのでありませう。理想を言へば第一と第二の方法を併用してこれを同時に實行すればこれにこしたことはありません。これならば今日、法律だの手続だに對する知識を自己身上とする人達も大所高所から自身の立場をはなれて養成するでありませう。玉突で申せば、上手なものが出來て來て、よいキューを使つて玉をつくといふことであります。つまり、その人の能力、すぐれたる實力を遺憾なく發揮してやることであります。この見えすいた、解り切つた道理が遺憾ながら今日の官廳の組織乃至運用の上に忘れられてをります。今の場合だつて、もしその人が玉をつくことが下手であるならば、上手になるまでこれを指導し練習をつましてやればよいわけですがそれすら今日の官界では遣り得ないやう

な仕組、慣習になつてをります。からして前申した様に上手な人、力のある人を持つて來てやればよいといふことにおちつくのであります。例を玉突にとりましたから更につづけてゆきますが、この玉突の臺といふ奴が又大切でありましてこれを水平に保つてゆくことを閑却してをりますといふと何時の間にか可笑しなことになつてきます、當然あたるべき玉があたらなくなります。此處が大事な點でありまして規程や仕組に致しましてもそれを如何に改正してもこれが適用、運用の方面に無頓着でをりますと何時の間にか又その改正の効果が無くなりまして改正前の状態に逆戻りするものであります。その實例も澤山あります。

今日の官廳乃至官界を一つの高層建築物に譬へますならばかの文官任用令はエレベーターにあたるわけでありまして、昔と違ひ其の建築物が一だんと高く大きくなつてゐるのにエレベーターは以前のまゝであります。當然それに乗つて上層に行つて貰はねばならない人でさへ、歪められた切符制度の穢弊となり、はては一段一段と汗水垂らして階段を昇つてゆくうちに時限の方がさきに來てしまふといふ實情にあります。

此の頃はさかんにその文官任用令の改正が叫ばれてをりますが、これとてもその遣り方が不徹底であれば何等の實功を生じません。同時に又その運用がこれまた極めて重大でありまして運用と一口に申しますと洵に簡単に聞えますが改正され、新に生れた事態を手際よく運用し、永續させてゆくことはそれだけでも一つの大きな題目であります。極端に言へば重點は改正そのものよりも運用如何にあるのであります。例を道路にとりましますならば、道路を改良すると共に之が維持保存を立派にやつてゆくことを忘れてはならぬのでありまして兎角、技術といふものが物を對象とする場合が多いせいも、技術者自身所謂フアインプレイの方へ力を入れ勝ちであつたといふことはお互に訂正せねばなりません。直ちに結果を表すことにばかり力を入れることが全部ではありますまい。

話が次から次へと外れてゆきますが序にもう一つ外れてみます。それは技術者に直接の關係は御座いませんが先日、ある活動寫眞館へはいりましたところ、そこで「令嬢殺し犯人」といふのをやつてゐました。そのおしまいの方で何回目かの公判廷の場面で、検事が手続違反の故を以て公判を打ち切りにすることを主張し被告が危ふく冤罪に陥らんとした時に辯護士が立つて反證資料の提供でもつて公判の再開を主張し遂に眞

犯人が現れて來るといふ筋書であります。如何なる聯想からしてその反證を擧げるに到つたかと申しますに、證人が被告を目撃した日時——河川の水位——氣象臺の記録——現場の地形——證人が當時佇立してゐた河川敷内の位置——他の一系の聯想は證人が採集した砂——砂の質と用途——芋の培養——芋のツルの發育狀況と季節——砂を採集した月日——こういふ系の聯想からして反證資料を握るに到るのでありますが、これを見て感じましたのは、常日頃法律屋は裁判官か辯護士になればよいなど、簡単に考へられてゐるその辯護士でさへも、單に法律や手続を心得てゐるだけではつとまらない、裁判を真正ならしめ、一人の冤罪者を出さないためには、必ずや法律以外の科学的知識、技術的常識を持たなくちやいかんといふことであります。況んや犯罪の手段も昔とちがつて、一層複雑巧妙化するにおいてをやであります、一頃はよく世間で科学者と技術者とを混同して技術者は常識がないからいけんなど、言ひ觸らされたものですが、此の節は逆で技術者でないものゝ方に必要な常識が足りないから困る、あるように見えても兎角うはすべりであるなど、こぼされるようになって來ましたが、これも時世の変化が自然に、そうしたのであります。現に北支や中支に於ける白人の發展振りを見ましても彼等の殖民政策は凡て科学的、技術的、組織的に行き届いて居りますが、從來の日本の形式的な行き方とは雲泥の差がありますが、こういふ方面にも從來の姑息な法律一點張りでは間にあはぬことを如實に物語つてをります。

前回の技術者大會の席上で農林大臣の有馬さんは随分強い御言葉で以て聴衆を啓蒙されました。現在技術者は自分の仕事の役割、價值といふものを本當に認識してをらんのではないか、正當に理解してをらんのではないか、と言つて技術者が自らを卑してをる點をお叱りになりました。又技術者の中から力のある適材が

適所に就いたとき、その人の業績を酷評したりけなしたりするのが、多くの場合同じ系統の技術者から出るといふことを申されましたがこれにつきましても大いに考へさせられるのであります。それは拔擢せられた適材、拔擢せられようとする適材がけなされるといふ現象そのものでなくて、その此處に到る経路に就てお互に知識がないといふ點であります。世間ではよく出る釘は打たれると言ひます、又買ひかぶりは事をあやまるもとであるといふことを言ひますが、この買ひかぶりといふ奴が、問題でありまして、ある人、ある方面から不純に出される評判とかデマとか宣傳とかに對する鑑識力が足らず、これをまともに受け容れるといつた過敏さ——つまり、それらのオーケストラに對する買ひかぶりといふものが常日頃、禍しまして、それが、めぐりめぐつて一犬虚に吠え萬犬實を傳へるといふことゝなるのであります。こんなことからしても前申したような面白い結果を自ら招いてゐる場合が澤山あるのであります。

なほ、この外に日本人の特徴の一つであるところの潔癖性もその半面におきまして、色々禍の種を播いてをりますが技術者もとかく、この潔癖性からして天に向つて唾するようなことを無意識の中に繰り返してゐるのであります。これらに就てあまり長く申しあげることとは本夕の目的でもありませんからこれ位でとゞめますが、最後に時弊を除去し時局克服に邁進せんがための捷徑は前申した適材適所を急ピツチに實行することである、エキスパートを重用することである、その第一階梯として充分に力を具へてをりながら、下積になつてゐる技術者にも過去の因習を打破して機會均等を得せしむべきである。これを措いては各種の總動員も企劃も實を結ぶこと至難である、謂ふところの厚生も議會制度改革も海外發展策も畫餅に終るであらうといふことを申し上げて私の話を了ることゝします。

大阪市技術向上運動中間報告

(振興週間に就て)

大阪市役所監査部

「大阪市技術向上運動」は技術水準の向上に依つて、非常時局を克服しやうと謂ふ積極的な運動であつて、

全國的の國民精神總動員運動の最も具體的實踐的な表現の一であり、且つは大阪市傳統の事業第一主義の擴

充と強化に依つて銃後産業部の護りを固くせんとする運動である。

昭和12年10月26日、本市事務改善委員会に於て本運動が可決されて以來、これが實施に對する準備は夜を日について続けられた。

ポスター、實施要綱趣意書はもとより、紀念繪葉書、スタンプをも製作して、その趣旨の普及徹底に全力を注ぎ、幾多の技術向上標語ポスターに印刷して各事業部課はもとより各工事現場にことごとく配布した。

11月15日午前9時由緒深き明治天皇紀念館に、各技術關係職員600有餘名集合嚴かに大阪市技術振興職員大會を開催し、市長の非常時局に對する切烈なる訓示を受け、職員一同固き決議と宣誓をなし、こゝに本運動の烽火が力強くあがつたのである。

振興週間の實施目標とする所は、謂ふ迄もなく現場第一線を目標としてゐる運動であつて、現場に於ける士氣の振作はもとより、規律、激勵、整理、簡約、現場改善に主力を注ぎ、更に現場の緊張とその精神的中樞ならしむる爲現場標識旗を制定した。即ち現在本市各現場に翻轉として翻つてゐる青赤2色の小旗はこの旗である。

當時大阪市に於て、工事中の現場は、212現場（工費3000円以下を除く）あり、之に各營業所、出張所を數ふる時は優に五百以上に上るのである。

本週間の實績は、各現場より實績報告書によつて報告せられ、目下詳細に調査中であるが、各現場員が一致協力して本運動の趣旨を休し、涙ぐましまでの努力をなしたことは充分看取され得る。尙本週間は、各事業部課長はもとより市長、助役を初め部長は絶えず各現場を激勵視察せられたのである。

技術向上運動振興週間に於ける各事業部局の主な實施事項

1. 國旗掲揚、朝禮 (各事業部局共通)
2. 技術振興職員大會中各事項並市長訓示を各工事現場監督員詰所に掲示 (同 上)
3. 大阪市現場標識旗の掲揚 (同 上)
4. 現場監督員の作業服、ゲートル着用、現場マークの佩用 (同 上)
5. 危険防止假柵の統一並に之の實施 (同 上)

6. 消火器具の整備 (同 上)
7. 衛生救急設備の常置 (同 上)
8. 特殊指導書並心得書作成配布 (同 上)
9. 不用青寫眞の廢物利用 (同 上)
10. セメント空袋の利用方法 (同 上)
11. 座談會、協議會、講習會の開催 (同 上)
 1. 現場監督者と設計者との座談會 (各部)
 1. 現場監督者の現場改善協議會 (同 上)
 1. 現場監督の心得に關する協議會 (同 上)
 1. 現場工夫の座談會 (同 上)
 1. 現場監督指導員協議會 (教育部)
 1. 現場監督員講習會 (港灣部)
 1. 消防に關する講習會 (同 上)
 1. 機關士指導會 (社會部)
 1. 塵埃蒐集方法協議會 (保健部)
 1. 輸入防遏國産代用品調査會 (工業研究所)
 1. 振興週間感想座談會 (水道部)
 1. 物質愛護協議會 (同 上)
12. 監督員詰所に神棚を設く (水道部)
13. 監督員詰所に於ける食事の設備 (同 上)
14. 材料檢收方法の統一 (土木部)
15. 材料日報用式の改正 (同 上)
16. 事故に關する處置及手続きの簡易化 (同 上)
17. 現場に於ける尿尿處理方法の改善 (同 上)
18. 消防隊の設置 (港灣部)
19. 各河口に柱燈、浮標の設置 (同 上)
20. 現場日誌の改正 (教育部)
21. 旬報、工程表の改善 (同 上)
22. 現場監督員必須事項一覽表作成 (經理部)
23. 監督員詰所の改正 (經理部)
24. 現場通達簿の改正 (同 上)
25. 設計変更手続きの簡易化 (同 上)
26. 大工、汽罐士、授産事業指導員の再教育 (社會部)
27. 就勞者の疲勞、事故調査 (保健部)
28. 工事現場に於ける盜難防止設備 (電氣局)
29. 製図紙寸法の改正 (同 上)
30. 服裝檢査 (同 上)
31. 輸入防遏、國産代用品調査 (工業研究所)